

※令和7年度からの制度の変更点はありません。

大田区内の保育施設に勤務する保育士の皆様へ

～令和8年度大田区保育士応援手当の概要及び制度フロー～

- P2 大田区保育士応援手当の概要
- P3～5 応援手当or一時金 判断フローチャート
- P6 応援手当対象者判断フローチャート
- P7、8 一時金対象者判断フローチャート
- P9～11 経験年月数の積算例①～③

大田区こども未来部保育サービス課
保育サービス基盤担当(人材)

令和8年度大田区保育士応援手当の概要

若年層(応援手当)

・対象者

- ・交付対象期間のすべての期間(※1)において、常勤として勤務している保育士
- ・基準日時点(※2)において、保育施設等(区内・区外問わず)(※3)における通算経験年月数が満5年未満の者

(※1)前期分は4月から9月、後期分は10月から翌3月のすべての期間

(※2)前期分は令和8年4月1日、後期分は令和8年10月1日

(※3)具体的な施設はP5を参照

・支給額

最大年間**12万円**(前期4～9月分:6万円、後期10～翌年3月分:6万円)

中堅・ベテラン層(一時金)

・対象者

- ・令和8年4月1日時点において、常勤として常態的に勤務している保育士であって、令和7年度中に同一の区内補助対象保育施設(※1)における経験年月数(※2)が、満10、15、20、25、30、35、40年のいずれかに達した者

(※1)具体的な施設はP5を参照

(※2)同一法人内の他の区内補助対象保育施設における経験年月数を含む。なお、原則、自己都合による退職・転職等があった場合、それ以前の勤務月数は経験年月数に含めませんが、自己都合以外であれば例外的に含める場合があります。

・支給額

令和8年度に満10年を迎える保育士は令和9年度に支給対象となります。

10万円/回

常勤とは・・・

勤務時間が次のいずれかであって、かつ、常態的に勤務していること

- (1) 当該保育施設の就業規則において定められている
常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき
時間数が120時間以上に限る。)に達していること
- (2) (1)以外であって、1日6時間以上かつ月20日以上
であること



応援手当(若年層)or一時金(ベテラン) 判断フローチャート(令和8年度版)

本頁の※はP.5参照

保育施設等(※1)において、常勤(※2)として勤務した期間(区内・区外問わず)の合計が、令和8年4月1日時点(後期分)の場合は令和8年10月1日時点で満5年未満である。

分からない

保育施設等(※1)において、はじめて勤務した日が、令和3年4月2日以降である。

Yes

若年層(応援手当)
→P.7へ

Yes

若年層(応援手当)
可能性有
→P.7へ

No

前期分の場合 ☆=3
後期分の場合 ☆=9

中堅・ベテラン層(一時金)
可能性有
→P.8へ

No

若年層(応援手当)
可能性有
→P.7へ

Yes

★が60未満である。

次の質問

経験年月数の確認(※3)

No

保育施設等(※1)において、はじめて勤務した月から令和8年☆月までの月数を記入してください。

次の質問

出産に伴う休業(産休)や育児休業・介護休業を取得した月数を記入してください。なお、申請の際は別に定める届出書の提出が必要です。

次の質問

離職や転職等により、保育施設等において勤務していない月数を記入してください。

次の質問

①-②-③を計算した結果を記入してください。

①

月

②

月

③

月

★

月

応援手当(若年層)or一時金(ベテラン) 判断フローチャート(令和8年度版)

一例

本頁の※はP.5参照

保育施設等(※1)において、常勤(※2)として勤務した期間(区内・区外問わず)が、令和8年4月1日時点で満5年未満である。

分からない

保育施設等(※1)において、はじめて勤務した日が、令和3年4月2日以降である。

Yes

若年層(応援手当)
→P.7へ

Yes

No

前期分の場合 ☆=3
後期分の場合 ☆=9

(例)
平成31年4月～令和5年3月 区内A保育園
令和5年4月～令和6年3月 産休及び育休
令和6年4月～令和7年9月 保育施設等以外での就労
令和7年10月～現在 区内B保育園
のケースにおいて、令和8年度前期分申請の場合

No

経験年月数の確認(※3)

保育施設等(※1)において、はじめて勤務した月から令和8年☆月までの月数を記入してください。

①
84

月

次の質問

出産に伴う休業(産休)や育児休業・介護休業を取得した月数を記入してください。なお、申請の際は別に定める届出書の提出が必要です。

②
12

月

次の質問

離職や転職等により、保育施設等において勤務していない月数を記入してください。

③
18

月

次の質問

①-②-③を計算した結果を記入してください。

54

月

Yes

★が60未満である。

次の質問

若年層(応援手当)
可能性有
→P.7へ

前項(P.3)の注釈について

(※)経験年月数として算定する施設は、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
(令和5年6月7日付けこ成保39及び5文科初第591号)第4の1に掲げる施設・事業所です。

※1 経験年月数に算定する保育施設等について

経験年月数として算定する主な施設・事業所(※)は次のとおりです。記載のない施設・事業所はお問合せください。

- ・保育所、幼稚園、認定こども園
- ・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型・事業所内保育を行う事業所
- ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校
- ・社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所(病児保育事業、子育て援助活動支援事業等)
- ・児童相談所での児童一時保護施設 ・各区市町村における保育室(横浜保育室等)

※2 常勤について

経験年月数の算定における常勤とは、勤務時間が次のいずれかであって、常態的に勤務していることをいいます。

- (1)当該保育施設の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数
(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達していること。
- (2)(1)以外であって、1日6時間以上かつ月20日以上であること。

※3 経験年月数の確認方法について

区は、保育施設が提出する当該年度に加算率等認定申請書(処遇改善等加算Ⅰ)により、経験年月数の確認を行います。前頁のフロー図は、簡易的に経験年月数を算出するためのものであり、前述の申請による経験年月数とは異なる場合があります。

なお、補助対象保育施設のうち、区立民営保育所・東京都認証保育所・定期利用保育室(専用施設)に勤務する保育士に係る経験年月数の確認方法は、別途ご案内します。

---応援手当(若年層)--- フロー図 (令和8年度版)

令和8年4月1日(★)
時点で、区内補助対象
保育施設(※1)に在籍
する保育士である。

Yes

令和8年9月30日
(★)までの間に1日以
上実際に勤務している。

Yes

令和8年4月1日から9
月30日までの全期間、
常勤(※2)として保育
に従事している。

Yes

令和8年4月1日から9
月30日まで継続して
同一施設に在籍してい
る。

Yes

対象

No

Yes

No

常勤(※2)として勤務
していない期間は、産
休・育休・介護休業を取
得している。

No

実際の勤務時間・日数到有
給の休暇を取得した日数・
時間を足すと常勤要件を
満たす。

No

対象外

Yes

対象

令和8年9月30日ま
での間に同一法人の区内
補助対象保育施設のみ
で勤務した。

No

対象外

Yes

令和8年4月1日から9
月30日までの間に他
施設に異動した。

No

対象外

退職・転職・区外へ異動した場合が、「No」にあたる

(★)後期分は令和8年4月1日を令和8年10月1日、
令和8年9月30日を令和9年3月31日、とそれぞれ読み替える。

※1 補助対象保育施設等について
※2 常勤について

→P.5を参照

---一時金(中堅・ベテラン層)--- フロー図 (令和8年度版)

令和8年4月1日時点で、区内補助対象保育施設(※1)に在籍する保育士である。

Yes

No

対象外

No

★が、
120～131、180～191、240～251、300～311、
360～371、420～431、480～491のいずれかの
値である。

Yes

対象

※1 補助対象保育施設等について
→P.5を参照

※2 はじめて勤務した月について
→一度退職した後に再就職した場合は、再就職した月

※3 経験年月数の確認方法について
→P.5を参照

※自己都合による退職・転職等があった場合、それ以前の勤務月数は経験年月数に含めませんが、自己都合以外であれば例外的に含める場合があります。

経験年月数の確認(※3)

本枠内において、「資格の有無・職種」は問いません。

現在籍法人が設置する区内補助対象保育施設において、はじめて勤務した月(※2)から令和8年3月までの月数を記入してください。

①

月

次の質問

出産に伴う休業(産休)や育児休業・介護休業を取得した月数を記入してください。なお、申請の際は別に定める届出書の提出が必要です。

②

月

次の質問

異動等により、補助対象保育施設において勤務していない月数を記入してください。

③

月

次の質問

①－②－③を計算した結果を記入してください。



月

次の質問

---一時金(中堅・ベテラン層)--- フロー図 (令和8年度版)

一例

令和8年4月1日時点で、区内補助対象保育施設(※1)に在籍する保育士である。

Yes

Point

はじめて勤務した月 → 平成30年4月
平成16年に転職で別法人で勤務のこと
から、それ以前の経験年月数は含めない

※1
→ P.5を参照

※2 はじめて勤務した月について
→ 一度退職した後に再就職した場合は、再就職した月

※3 **Point** 数の確認方法について
→ P.5
はじめて勤務した月以前の休業は含めない

※自己都合による退職・転職等があった場合、それ以前の勤務月数は経験年月数に含めませんが、自己都合以外であれば例外的に含める場合があります。

No

対象外

No

★
123
の値である

平成5年4月～平成11年3月 A法人区内a保育園
平成11年4月～平成12年3月 産休及び育休
平成12年4月～平成16年3月 A法人区内a保育園
平成16年4月～平成30年3月 B法人区内b保育園
平成30年4月～令和4年3月 A法人区内aa保育園
令和4年4月～令和5年9月 A法人区外aaa保育園
令和5年10月～現在 A法人区内a保育園
のケースにおいて、令和7年度分申請の場合

対象

経験年月数の確認(※3)

本枠内において、「資格の有無・職種」は問いません。

現在籍法人が設置する区内補助対象保育施設において、はじめて勤務した月(※2)から令和8年3月までの月数を記入してください。

①

96

月

次の質問

出産に伴う休業(産休)や育児休業・介護休業を取得した月数を記入してください。なお、申請の際は別に定める届出書の提出が必要です。

②

0

月

次の質問

異動等により、補助対象保育施設において勤務していない月数を記入してください。

③

18

月

次の質問

①－②－③を計算した結果を記入してください。

78

月

120～131、180～191、240～251、300～311、360～371、420～431、480～491のいずれの値でもないため**対象外**

経験年月数の積算例①

◆経験年月数の積算例

※(前期)R8.4.1時点

(後期)R8.10.1時点を基準として積算してください。

本頁における絵及び語句の説明



『保育施設等』での就労



『保育施設等』以外での就労

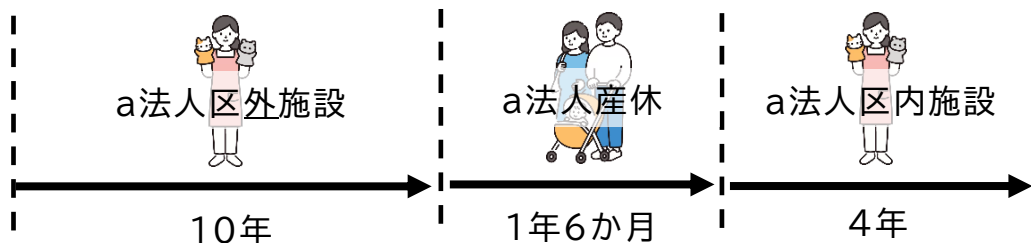


未就労

A: 応援手当(月額1万円)の基準における通算経験年月数

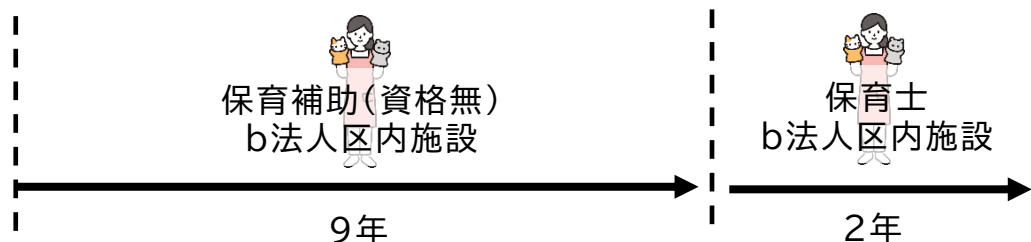
B: 一時金(10万円/回)の基準における経験年月数

Point Aの積算は、勤務地を問いません。また、産休・育休・介護休業期間は積算しません。



A	B	応援手当	一時金
14年	4年	×	×

Point A及びBの積算は、資格の有無・職種を問いません。



A(応援手当)→通算経験年数が5年以上のため不支給

B(一時金) →同一施設での勤務が満10、15、20、25、30、35、40のいずれでもないため不支給

A	B	応援手当	一時金
11年	11年	×	×

経験年月数の積算例②

◆経験年月数の積算例

本頁における絵及び語句の説明



『保育施設等』での就労



『保育施設等』以外での就労

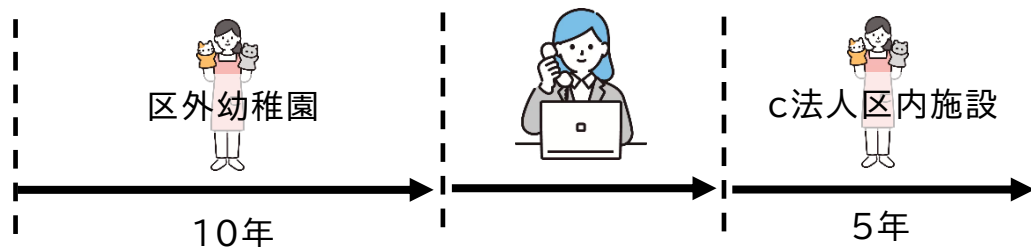


未就労

A: 応援手当(月額1万円)の基準における通算経験年月数

B: 一時金(10万円/回)の基準における経験年月数

Point Aの積算は、幼稚園等を含みます。
区内・区外を問わず積算します。



A	B	応援手当	一時金
15年	5年	×	×

A(応援手当)→通算経験年数が5年以上のため不支給

B(一時金) →同一施設での勤務が満10、15、20、25、30、
35、40のいずれでもないため不支給

経験年月数として算定する施設(※)

- ・保育所、幼稚園、認定こども園
- ・家庭的保育・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型・事業所内保育を行う事業所
- ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校
- ・社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所(病児保育事業、子育て援助活動支援事業等)
- ・児童相談所での児童一時保護施設
- ・各区市町村における保育室(横浜保育室等)

(※)施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和5年6月7日付けこ成保39及び5文科初第591号)第4の1に掲げる施設・事業所です。
記載のない施設・事業所はお問合せください。

経験年月数の積算例③

◆経験年月数の積算例

本頁における絵及び語句の説明



『保育施設等』での就労



『保育施設等』以外での就労

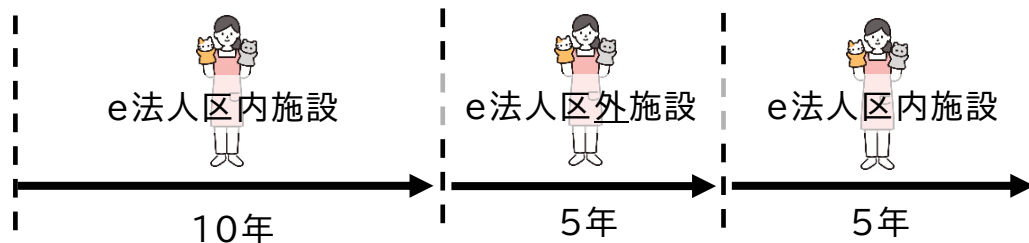


未就労

A: 応援手当(月額1万円)の基準における通算経験年月数

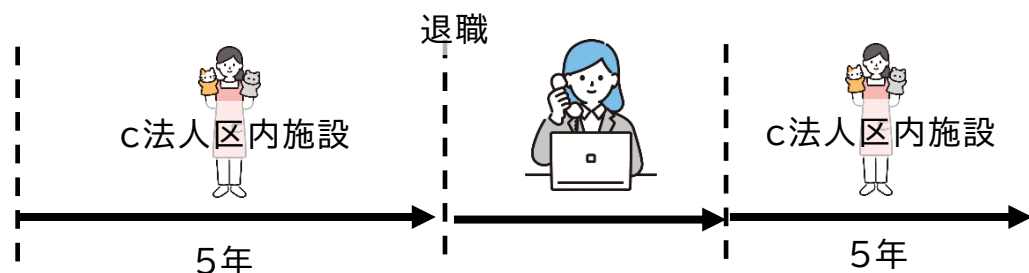
B: 一時金(10万円/回)の基準における経験年月数

Point Bの積算は、区外施設への異動時は停止し、区内施設への異動時に再度積算を開始します。



A	B	応援手当	一時金
20年	15年	×	○

Point Bの積算は、退職によりリセットします。



A	B	応援手当	一時金
10年	5年	×	×